税務相談室

確　定　申　告

北海道医師会顧問税理士　中村（なかむら）　孝一（こういち）

質問１　医業を営む青色申告者ですが、令和２年分の所得税の確定申告については、租税特別措置法第26条の社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用しませんでした。この場合、更正の請求や修正申告によってこの特例を適用することはできないのでしょうか。

回　答　租税特別措置法を適用するか否かは確定申告の段階で決定し、一度決定すると原則として、その年分の医業所得の計算方法を変更することができないが、やむを得ない事情がある場合には、認められることもあります。

社会保険診療報酬に係る所得計算の特例は、医業又は歯科医業を営む人が、健康保険法や各種の共済組合法など、租税特別措置法第26条第２項に規定されている法律に基づいて診療した場合、その診療報酬（5,000万円以下で、事業所得に係る総収入金額が7,000万円以下である場合）については、収入金額に一定の経費率（57～72％）を乗じた金額を必要経費にするというものです。この規定を適用して所得計算を行うか否かは納税者の自由な選択に委ねられており、特例を適用する場合には、確定申告書にその旨を記載して提出することが要件となっています。

そして、特例の適用を受ける旨を記載した又はその旨の記載のない確定申告書を提出しますと、その年の医業所得の計算方法は確定申告の際に選択した方法によることになります。

したがって、原則としては、確定申告を収支計算によって行った場合には、その後に提出する修正申告の場合に所得計算の方法を変える、すなわち租税特別措置法を適用して所得計算を行うことは認められない訳です。

ただし、現在は、特例を適用しない旨の確定申告書の提出があった場合においても、そのことについてやむを得ない事情がある場合と税務署長が認めるときは、適用することができます。

電子メールによる会員への情報提供について
－メールアドレスの登録－

◇情報広報部◇

本会では、インターネットを利用し、電子メールにより緊急性の高い情報を、会員の皆様に送信提供しております。対象は当会の電子メールアドレス利用者全員と他プロバイダの電子メールアドレスをお持ちになっていて、本会にアドレスを登録している会員です。

他プロバイダの電子メールアドレスの登録につきましては、随時受け付けておりますので、是非ご登録いただきたくご案内いたします。

●電子メールアドレスの登録方法

電子メールで、ご氏名、登録メールアドレスを明記のうえ、下記宛お送りください。

・申込先メールアドレス：**add@m.doui.jp**